

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。

以下「法」という。）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号。以下「クラス分類告示」という。

）の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示による改正後のクラス分類告示別表第一の222に掲げる医療機器であつて、令和六年八月三十一日までに出荷されるものに係る法第六十三条第一項に基づく同項第二号に掲げる名称の記載については、この告示による改正後のクラス分類告示別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

令和六年二月八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第1 1～221 (略) 222 <u>合成心血管パッチ</u> 223～1203 (略)	別表第1 1～221 (略) 222 <u>合成心筋パッチ</u> 223～1203 (略)